

(参考)

学校保健法施行規則 第19条		学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ(病原体がA型インフルエンザウイルスでその血清型がH5N1であるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSCoVであるものに限る)	
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病	

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

学校保健法施行規則 第19条		出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。
第一種	治癒するまで	
第二種	第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。 ・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。 ・ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌製物質製剤による治療が終了するまで。 ・ 麻疹にあっては、解熱した後3日を経過するまで。 ・ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ・ 風しんにあっては、発しんが消失するまで。 ・ 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮下するまで。 ・ 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。 ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めらるまで。	
第三種	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	